(新生産システムにおける取組)

地域材の利用拡大を図りながら林家等の収益性を向上させる仕組みを構築するため、平成18年度から全国11箇所をモデル地域として、新生産システムの取組が始められている。この取組は、施業の集約化、安定的な原木供給、生産・流通・加工の各段階におけるコストダウン、ハウスメーカー等のニーズに応じた効率的な流通、加工体制の構築等の取組を集中的に実施するものである。

そして、平成17年から平成22年までの5年間で11地域全体の原木消費量を129万㎡から221万㎡にすることを目標値としている。平成18年度には5地域(7県、14箇所)で製材施設や木材乾燥機等の施設整備が行われ、これにより、事業主体における平成19年度の国産材の原木消費量は前年度の20万㎡から29万㎡に、乾燥材生産量は同4万㎡から8万㎡に増加することが見込まれている。また、平成19年度も7地域(7県、10箇所)において製材施設や木材乾燥機等の施設整備が行われた。

今後とも、これらの取組による原木の生産コストの低減と安定供給に取り組む林 業側との連携を一層図り、国産材利用の拡大を推進していくことが重要である。

事例Ⅳ-1新生産システムにおける施設整備

岐阜広域モデル地域の飛騨高山森林組合は平成18年度に 年間原木消費能力32,000㎡の製材工場を新設した。原木の 確保は岐阜県森林組合連合会の木材ネットワークセンター を通して行い、最新の高速製材ライン、人工乾燥機等の導 入により、柱、梁桁等の製造をしている。

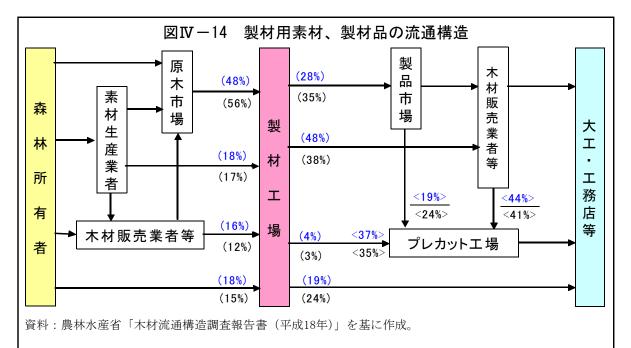
また、技術指導を受けるN木材店に製材品をOEM供給 し、同社の販売ルートを活かして大手住宅メーカー等への 販売拡大を図っている。



(国産材の流通構造)

農林水産省が平成19年に公表した「平成18年木材流通構造調査」によると、製材工場への素材入荷量のうち48%が原木市場を介して入荷されているが、5年前の調査と比べ8ポイント減少しており、原木市場を介さない取引が増加傾向となっている。

製材工場からの国産材製品の出荷量についても製品市場を介する割合が前回調査 と比べ7ポイント減少し28%となっており、製材品についても市場を介さない流通 構造に変化しつつあるといえる(図IV-14)。



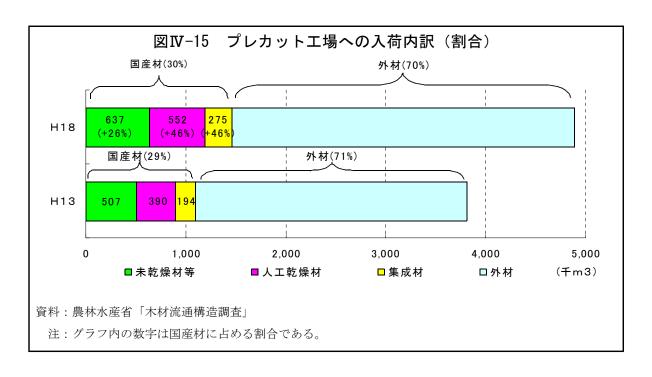
注:1)上段は平成18年、下段は前回調査(平成13年)の値である。

注:2)()は製材工場の入・出荷先別割合

注:3) < >はプレカット工場の入荷先別割合

プレカット工場への国産材の入荷量は前回調査と比較して34%増加の146万㎡となり、外材を含めた全体の入荷量に占める国産材の割合は30%となった。

また、国産材の内訳は前回調査と比較して未乾燥材等、人工乾燥材、集成材のいずれも増加する中、未乾燥材等が26%の増加であるのに対し、人工乾燥材、集成材については42%と大幅な伸びを示した。このことは、自動化されたプレカット加工システムに適した寸法精度・安定性に優れた材料が求められていることの現れであるといえる。(図 $\mathbb{N}-15$)。



(2) 適正に生産された木材を利用する取組

(違法伐採対策)

違法伐採対策は、サミットにおける議題として取り上げられているほか、我が国も二国間協力等の国際的な取組を行っている。国内における違法伐採の取組としては、平成18年2月に林野庁が「木材・木材製品の合法性、持続可能性のためのガイドライン」を公表した。現在、このガイドラインに沿って、森林・林業・木材産業関連団体や企業において木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明していく取組が進められている。さらに、平成18年4月にはグリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針を改定し、政府調達の対象を合法性等が証明された木材・木材製品としたところであり、平成19年には製材では2,194㎡、合板では59,018㎡の合法性が証明された木材、木材製品が調達された。また、地方自治体や一部の大企業もグリーン購入法適合品を積極的に購入する動きが見られた。また、コピー用紙は、古紙パルプ配合率100%のものが政府調達の対象となっていたが、平成20年1月に古紙パルプ配合率偽装問題が発生し、古紙パルプの取扱いについて検討しているところである。

(森林認証の取組)

世界的に持続可能な森林経営の推進が求められる中、国内においてもFSC(Forest Stewardship Council:森林管理協議会)やSGEC(Sustainable Green Ecosystem Council:「緑の循環」認証会議)等の民間団体が、森林経営における環境への配慮等について、独自の基準に基づき森林を認証する取組を行っている。近年、SGECを中心としてこれらの認証を受ける森林面積は増加してきている。平成20年1月現在で、FSC、SGECの認証取得を受けた森林は合計約80件、100万haであり、42都道府県に広がっている。また、CoC認証は、森林から消費者に至る生産、流通、加工の全ての過程において、認証された森林からの木材、木材製品をそれ以外のものと区別する体制を審査・承認しているが、FSC、SGEC等を含め延べ約800の事業体が取得している。

この中には、個人の森林所有者が認証を受け取得する場合だけでなく、森林組合等が複数の所有者の森林を束ねて認証を受ける事例や、地方公共団体の公有林が認定を受ける事例、流域内の私有林、公有林、国有林が連携して認証を取得する事例などが見られ、持続可能な森林経営に向けた取組として森林認証の取得が広まりつつある。

例えば、林家、大工・工務店、地方公共団体が一体となって地元の森林認証材を 用いた産直住宅を提供する取組や、大手住宅メーカーが初めて木材生産から住宅建 築に至る全行程での認証を取得する動きも見られる。このような川上と川下の連携 を通じ、環境に配慮した森林経営から生産された木材製品の利用が一層推進される ことが期待される。

事例Ⅳ-2 網走西部流域における森林認証の積極的な取得

北海道の網走西部流域では、「緑の循環森林認証で地域おこし協議会」を設立するなど流域内で森林認証の取得に積極的に取り組んでいる。平成19年12月には、流域の道有林と国有林も認証を取得し、流域単位での認証森林が約29万haとなり、日本最大の森林認証エリアとなった。今後、地域の森林整備の推進や認証を活かした地域材のブランド化等により地域の活性化に取り組むこととしている。

(林産物をめぐるWTO・EPA/FTA交渉の動向)

平成13年(2001年)にWTOのいわゆるドーハ・ラウンド交渉が立ち上げられ、 林産物については非農産品市場アクセス交渉グループにおいて関税削減方式等につ いての交渉が行われてきた。2007年7月には、最終合意内容を方向づける議長テキストが、続いて2008年2月にはその改訂テキストが提示され、年内の合意が目指されている。

他方、我が国はWTOを中心とした多角的な自由貿易体制の維持・強化を基本としつつ、これを補完するものとして、協定構成国間・地域間で物やサービスの貿易自由化を行うFTA(自由貿易協定)や、それに加え、投資の自由化等幅広い分野を含むEPA(経済連携協定)を推進しており、これまでに、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイとの間で協定が発効したほか、フィリピン、ブルネイ、インドネシアとは協定の署名に、ASEAN(東南アジア諸国連合)全体とは妥結に至っている。現在は、湾岸協力理事会(注)、ベトナム、インド、豪州、スイス、韓国と交渉を行っている。

3 木材利用を推進するための取組

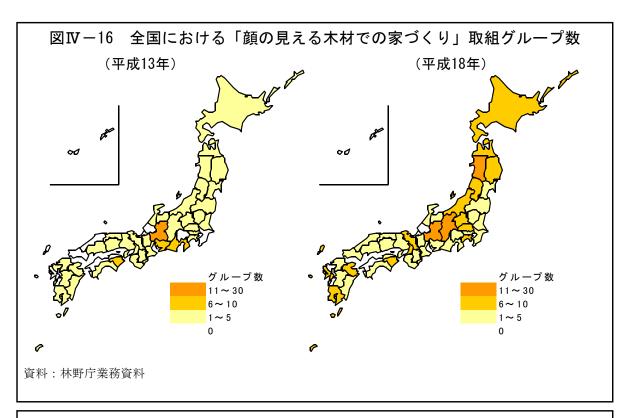
(木造住宅に国産材を使用する取組)

平成19年5月に内閣府が行った森林と生活に関する世論調査によると、「木造住宅を選ぶ際、価格以外に重視する項目」の上位3項目に「健康に配慮した材料が用いられていること」(70.6%)、「品質や性能が良く、耐久性に優れていること」(67.6%)、「国産材が用いられていること」(34.1%)が挙げられている。また、住宅メーカーの中には、国産材を利用する利点として健康や快適性の面だけでなく木材利用を通じた森林づくりや地球温暖化防止への貢献といった点を掲げ、国産材へのこだわりを打ち出した住宅を提供する取組がみられる。このように、製材需要の太宗を占める住宅分野において、品質・性能だけでなく健康面等への志向が高まる中、国産材の需要拡大に取り組む木材産業等においては、品質・性能の明確な製品を安定的に供給するとともに、住宅生産者等と連携して品質や性能等の表示や国産材を利用する利点の普及を推進していくことが重要となってきている。

また、木材の樹種や産地にこだわりをもって木造住宅を新築や改築したいという

⁽注) 湾岸協力理事会(GCC) 加盟国:バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦

要請も根強い。「顔の見える木材での家づくり」は、このような消費者の要請にも応えた住宅を提供する取組であるが、全国各地で広まっている。これらの取組では、消費者のために伐採現場の見学会や木造住宅の勉強会等を開催し、木の良さのPRを行っている。平成18年には全国で241グループが取り組み、年間6,460戸の木造住宅が供給されている(図IV-16)。



事例Ⅳ-3 顔の見える木材での家づくりの取組

特定非営利活動法人木の家だいすきの会では、住まい手と作り手を結ぶ家づくり、地域の風土に根ざした家づくりとして、天然乾燥させた無垢の地域材と自然素材を活かした家づくりに取組んでいる。その一環として、これまでに建てた家や家づくりに使用する木材の伐採現場の見学会を行っている。さらに、木造住宅の構造や性能、樹種毎の特徴等の勉強会を開催するなど、地域の人々の森林や木材への関心に応えるための取組を行っている。



(公共施設における国産材利用)

地域での展示効果の高い公共施設や公共土木工事において木材を利用することは、国民が身近に木造建築物と接し、木材利用の重要性や木の良さへの認識を深め

る上で重要である。

また、このような分野において性能や施工性に優れた国産材製品が開発され公共施設で利用されることは、民間の建築物等における国産材利用を誘導する上でも重要である。今後とも、意匠性や技術的な面を含め、公共施設等で国産材の先進的な利用が進むことが期待される。

事例Ⅳ-4 地域材を使用した駅舎の建設

高知県では、高知駅周辺都市整備の一環として、地域材をふんだんに使用した大屋根を持つ高知駅舎を建設した。 東西60.9m、南北38.5m、高さ23.3mの大屋根をもつ駅舎は平 成20年2月に完成し、地域の新たなシンボルとなった。

大屋根には厚さ90cm、幅30cmのスギの大断面集成材が使用されたほか、駅舎建築のために県内24市町村から供給された木材の量は1,300㎡(約8,000本)となった。



事例Ⅳ-5 公共施設における国産材利用(長野県小諸市)

小諸市子どもセンター「こもロッジ」は、子供や保護者が自由に利用できる子育て支援の拠点施設として、平成19年4月に供用開始されてから12月末までに28,118人が利用した。

施設には、地元産のカラマツがふんだんに使用され、木のぬくもりが感じられる空間となっているほか、木質ペレットを燃料にするペレットストーブも設置されている。



(木づかい運動)

平成17年、京都議定書の目標達成に向けた国産材利用拡大のための国民運動として木づかい運動が開始されたが、消費者に国産材利用をPRするための様々な取組が推進されている。具体的には、国産材を使用した製品等にこの運動のロゴマークである「サンキューグリーンスタイルマーク」を添付し、国産材を利用した製品であることや企業のCSR活動として木づかい運動に参加していることを表示している。サンキューグリーンスタイルマークは、平成19年12月末時点で130の企業や団体で使用されており、さらなる使用の増加が期待されている。さらに、自治体や企業等の取組においては、木材利用が森林づくりにつながることをわかりやすく訴えてい

くため、地域の間伐材から作られた紙や雑貨等をイベント等で利用するなど、様々な工夫が行われている。

事例Ⅳ-6 ユニークな間伐材利用の取組

T社は、間伐材紙を使用した家具の玩具の製作・販売を行っている。紙製玩具は両面テープ、ホッチキス等を使用していないことから、リサイクルが容易なものとなっている。また、自然な風合いや手触りを残した間伐材紙を使用することにより、子供にやさしく環境に配慮した商品となっている。



事例Ⅳ-7 森林整備と木材利用を結びつけた取組

J社は、社員らが森林整備を行った際に産出した間伐材を活用してオリジナル文房具を製作し、自社系列の約2,000の店舗に配布している。これらの製品を通して、来店者に地球温暖化防止への貢献と森林整備の大切さを啓発している。



もくいく

多様な樹種に恵まれた我が国では、古くから、建築から食器、玩具等に至るまで 日常生活の中で木材を上手に利用する「木の文化」が形成されてきた。しかしなが ら、生活スタイルの変化や代替品の進出に伴い、日常生活において木材製品を意識 して利用する機会が減少してきた。

このため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ、「木育」と呼ばれる教育活動を進めることが重要である。林野庁では、平成19年6月に学識経験者やNPO等からなる「木育推進体制整備総合委員会」を設置し、「木育」の指導者の養成や体験プログラムの作成等を進めている。

事例Ⅳ-8 北海道における木育の取組(オホーツク木のプラザ)

平成19年4月に改装したオホーツク木のプラザ(北海道北見市)では、木のぬくもりを感じる開放感のある建物内に、地元産のカラマツ等を使用した木製遊具を設置し、児童が裸足で遊ぶことができ身近に木とふれあえる場を提供している。地域住民のほか、市外から来訪する者も多く、平成20年1月末までに52,079人が利用した。



事例Ⅳ-9 伝統的な技の継承

秋田県大館市のK製材所は、秋田スギの総合加工企業として、 乾燥材や内装材等の生産だけでなく、酒樽や桶 樽等の製造を行っている。特に「秋田杉桶樽」は、昭和59年に伝統的工芸品の指 定を受けており、伝統的な技術・技法を用いて 榑 (短 冊状の 小幅板)の木取り、たが作りや組立仕上げ等を行っている。

また、平成18年度には伝統的工芸品の作り手をを招いて年間延 べ100日の研修を実施しており、後継者への伝統的な技の継承にも 積極的に取り組んでいる。





(木質バイオマス)

木質バイオマスをその発生源によって分類すると、製材工場等残材、建設発生木材、林地残材に分類される。製材工場等残材は年間約1,080万㎡発生していると推計され、そのうち約7割はチップ化され製紙原料、家畜敷料、ボード原料等として利用されている。また、約2割は燃料としてエネルギー利用されており、全体の9割以上が有効利用されている。

建設発生木材は、年間約1,180万㎡発生していると推計されている。そのうち約5割がエネルギー利用、約2割が製紙原料やボード原料、堆肥等として利用されており、約7割が有効利用されている。また、近年は原油高や温暖化防止等の観点から木質バイオマスボイラーを導入する動きがあり、ボイラー燃料として建設発生木材を利用する動きも見られる。

林地残材の年間発生量は約860万㎡と推計されている。しかし、収集コストが高いことなどから、ほとんどが未利用となっている。その利用は主に製紙原料であるが、一部は家畜飼料等に利用されている。

このように現在の木質バイオマスの利用は、製材工場等残材や建築発生木材の利用が中心となっているが、今後、木質バイオマスの利用を促進するためには、林地残材の賦存状況や利用施設の立地条件等の地域の実情に応じて、効率的な収集・運搬の仕組みづくりを推進することが必要である。

また、木質バイオマスについては、現在、チップ化等の物理的な処理による利用が中心となっているが、さらなる有効利用を図るためには、木材を化学的、生物的に処理し、セルロースやリグニン成分等を活用するといった木材の新しい利用法を

開拓することも重要である。現在、木材からエタノールやバイオマスプラスチックの製造等の様々な研究・技術開発が進められている。このような中、平成19年10月には木質(建設発生木材)由来のE3(バイオエタノール3%混合ガソリン)の供給が大阪府において開始されるなど実用化に向けた動きも見られてきている。また、原油高騰等の影響から木質ペレットに対する消費者の関心が高まっており、平成19年3月には全国のペレット製造施設は平成13年の3施設から38施設に増加した。さらに平成19年9月には木質ペレットの普及促進等を目的とする日本木質ペレット協会が設立された。

このように、木質バイオマスの多岐にわたる利用法が実用化されることは、地球 温暖化防止や循環型社会の構築といった観点からも重要であり、今後も環境にやさ しい資源として利用が進むことが期待される。

事例Ⅳ-10 バイオマス利用の取組

○ 山形県最上町における木質バイオマスの利用

山形県最上町では、山林の保全・活用策として、間伐材から作ったチップをボイラーで燃焼し、隣接する園芸施設や福祉施設の冷暖房等に利用している。



○ 木質バイオマスの利用の取組

I社は、林地残材等の未利用資源を木質ペレットの原料とすることを目指し、平成19年度より林地残材等の利用促進を図るための公募型の実証事業に取り組んでいる。

この事業では、木材生産の際に発生する小径材等の残材を山土場に おいて集積、破砕し工場に搬送するまでの作業効率調査のほか、残材 一定量当たりから生産されるチップ容積を調査し減容化率の把握等に 取り組んでいる。

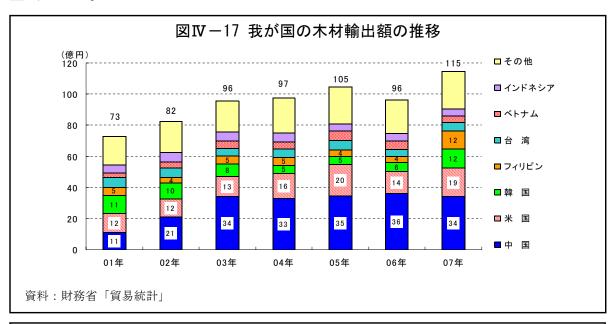




(木材輸出促進の取組)

我が国の木材輸出は、木材輸出額、輸出量ともに平成13年以降増加傾向にあり、2007年(平成19年)の輸出額は115億円となっている。木材輸出額を輸出先別でみた場合、中国、米国で約半数を占めている(図IV-17)。

また、輸出品目別にみた場合、製材、合板、丸太等の木材・木材製品が約半数を 占め、残りは木工品等となっている。このうち、丸太については平成13年以降、中 国や韓国向けに各地で試験的な輸出が行われていることから輸出額が増加傾向にある。また、製材についても近年は増加傾向にある。さらに、中国や韓国向けに木造住宅を輸出する取組も見られており、今後は、輸出先国の消費者ニーズを踏まえた新規市場の開拓も含め、付加価値の高い製品の輸出に向けた取組を推進することが重要である。



事例Ⅳ-11 中国への木造住宅の輸出

平成20年6月に中国(北京)において「未来の家プロジェクト」が開催される予定である。世界10ヵ国が先進的な住宅を展示することとなっており、我が国からは、鹿児島県のK社が参加し、鹿児島県産のスギ材(約80㎡)を使用した木造軸組構造住宅に、欧米風の外観とソーラーシステムを装備した省エネ住宅の展示を行うこととなっている。棟上げの際には、近隣の小学生を招待して餅



まきを行うなど、日本の文化の紹介も行いながら木造住宅の普及に努めている。

事例Ⅳ-12 国産材の製品の良さをPRするための取組

平成19年8月に中国の上海で第18回中国国際建材インテリア 展覧会が開催され、秋田県、鹿児島県の企業と宮崎県の団体が、 地元の木材を使用したマンションの和室用キットや集成材の構 造材等を出展した。

また、出展にあわせて住宅情報誌や木材業界紙に企画記事や 広告の掲載を行った。